

青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務
公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザルにおける審査方法を定め、選定を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

2 審査委員会

- (1) 審査は青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う。
- (2) 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (3) 委員長及び委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

区分	職
委員長	消防長
委員	消防次長 中央消防署長 消防本部庶務課長 消防本部予防課長 消防本部警防課長

- (4) 委員長は、審査委員会の事務を統括する。
- (5) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- (6) 委員に事故があるときは、委員長が指定する職員がその職務を代理する。

3 評価選定方法

審査委員会は、提案書の内容について、書類審査及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、提案書類の提出者（以下「提案者」という。）の中から最も優れた提案をした者を優先候補者として選定するとともに、次点候補者を選定する。

なお、同点により優先候補者及び次点候補者を選定できない場合については、審査委員会における再度の合議又は議決によって選定する。

4 優先候補者及び次点候補者の選定

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、優先候補者及び次点候補者として選定しないものとする。

- (1) 提出された書類又はプレゼンテーションにおいて虚偽の提案を行った者。
- (2) 書類審査又はプレゼンテーションに参加しなかった者。

(3) 見積額が著しく妥当性を欠くと判断された者。

5 提案書等の評価

提案者が提出した提案書については、審査委員会が評価を行う。

なお、提案者は提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとし、発表者を含めて4人までとすること。

(1) 書類評価及びプレゼンテーション実施日

令和8年3月17日(火)、予備日3月18日(水)

提案者別(参加登録申込順)に時間を別途指定する。

(2) プレゼンテーション項目

提案者は、提出した提案書に基づき「別紙 審査基準」の提案項目順に説明すること。ただし、事前にヒアリング項目を事務局から指定した場合は、指定された項目についてプレゼンテーションを行うものとする。

(3) プレゼンテーション時間は30分間とする。

発表20分間、質疑応答10分間程度

(4) 採点方法

評価は、提案書の内容を基に書類審査及びプレゼンテーションにより審査委員会の委員長及び委員が評価する。

(5) 評価結果

評価の結果は、優先候補者及び次点候補者に後日書面にて通知する。

6 事務局

審査委員会の事務局は青森地域広域事務組合消防本部通信指令課に置く。

7 評価の算出方法

評価の算出方法を「別紙 審査基準」のとおりとし、評価の点を500点満点とする。

以上